

2024年8月30日

株式会社 筑邦銀行

## 令和6年台風第10号により被災された皆さまへのお知らせ

このたびの令和6年台風第10号により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

皆さま方の安全とご健康を願い、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当行では、被災されたお客さまに対し、以下のお取扱いをさせていただきますのでお知らせいたします。

### ■被災されたお客さまへのお取り扱い

1. 当行の預金証書、通帳、キャッシュカードを紛失された場合、預金者ご本人であることを確認のうえ、払い戻しいたします。
2. 届出のご印鑑のない場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、拇印にて対応させていただきます。
3. ご事情により定期預金等の満期日到来前の解約や定期預金を担保とするお借入につきましてもご相談を承ります。
4. 被災により、支払期日が経過した手形の取立てのご相談については、窓口にお申し出ください。
5. 被災における手形の不渡処分については、対応を配慮させていただきますので、窓口までご相談ください。
6. 汚れた紙幣、破損した硬貨についてはお引き換えさせていただきますので、窓口までお申し出ください。
7. 国債を紛失された場合のご相談は、窓口にお申し出ください。
8. 被災にかかる復旧資金・応急資金への対応や、既存のお借入に関するご返済猶予などのご相談は、窓口にお申し出ください。

### ■お問合せ・相談窓口

1. 営業店窓口(平日9時～15時)

以 上